

帰宅困難者訓練	訓練内容
一斉帰宅の抑制訓練	<p>「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、企業等において従業員等が事業所内に待機できるよう3日分の備蓄に努めることや首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」の実効性を確保するため、広域的な取組みと実践的な訓練を計画・実践します。</p>
地域と連携した駅周辺等における混乱防止訓練	<p>駅前滞留者への情報提供や誘導を円滑に行えるようにする必要があり、駅前滞留者対策について、実践的な訓練を計画・実施します。</p>
徒歩帰宅訓練	<p>通勤経路における避難所の位置を確認するとともに、実践的な徒歩帰宅訓練を計画・実施します。</p>